

CTC「科飼研」100



製造販売元 株式会社 科学飼料研究所
東京都中央区八丁堀三丁目3番5号



動物用医薬品
テトラサイクリン系抗生物質製剤
要指示医薬品 指定 使用基準

CTC「科飼研」100

CTC「科飼研」100

2019年 5月改訂

貯法 密閉容器

承認指令書番号 30動薬第2218号

販売開始 2019年 5月

▶ 使用前に本説明書を必ず読み、記載事項を守って使用して下さい。

本質の説明又は製造方法

クロルテトラサイクリンは、グラム陽性菌及びグラム陰性菌に広範囲の抗菌スペクトルを示すテトラサイクリン系の抗生物質である。主な作用メカニズムとして細菌のタンパク合成を阻害することで、感受性菌に対し静的に作用する。

成分及び分量

本品1kg中 クロルテトラサイクリン塩酸塩 100g(力値)

効能又は効果

有効菌種 パスレラ、ボルデーラ、ヘモフィルス・ラガリナルム、マイコプラスマ
本剤感性の次の菌種:ブク球菌、レスサ球菌、大腸菌、サルモネラ
適応症 牛:肺炎、細胞性下痢症
豚:肺炎、細胞性下痢症
鶏:呼吸器性マイコプラスマ病、伝染性間節膜炎

用法及び用量

1. 体重1kg当たりクロルテトラサイクリンとして下記の量を飼料に均一に混じて経口投与する。

牛 : 5~20mg(力値)(本剤として0.05~0.2g)

飼料1kg当たりクロルテトラサイクリンとして下記の量を均一に混じて経口投与する。

豚 : 100~440g(力値)(本剤として1~4.4kg)

鶏(産卵鶏を除く) : 100~440g(力値)(本剤として1~4.4kg)

使用上の注意

(基本的事項)

1. 守らなければならないこと

【一般的な注意】

- (1) 本剤は要指示医薬品であるので獣医師等の処方箋・指示により使用すること。
- (2) 本剤は効能・効果において定められた適応症の治療にのみ使用すること。
- (3) 本剤は定められた用法・用量を厳守すること。
- (4) 本剤の使用に当たっては、治療上必要な最小限の期間の投与に止めることとし、過余にわたる連続投与は行わないこと。
- (5) 本剤は「使用基準」の定めるところにより使用すること。

注意: 本剤は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第83条の4の規定に基づき上記の用法及び用量を含めて使用者が遵守すべき基準が定められた動物用医薬品ですので、使用対象動物(牛、豚、鶏(産卵鶏を除く。))について上記の用法及び用量並びに次の使用禁止期間を遵守してください。
牛 : 食用に供するためと殺す前の前 10日間又は
豚 : 食用に供するためと殺す前の前 132時間
鶏(産卵鶏を除く。) : 食用に供するためと殺す前の前 5日間
鶏(産卵鶏を除く。) : 食用に供するためと殺す前の前 7日間

【使用者に対する注意】

- (1) 飼料等に混合する際は、マスク等を着用し、粉じん等を吸い込まないよう注意すること。
- (2) 本剤の有効成分が光過敏症が現れるとの報告があるので、作業時には、防護メガネ、マスク、手袋等の保護具を着用し、眼、鼻、口等に入らないよう注意すること。
- (3) 本剤の有効成分と類似する成分でヒトや実験動物に対する催奇形性に関する報告があるので、妊娠中の女性が投与作業を行う場合は注意すること。

【取扱い及び廃棄のための注意】

- (1) 本剤は使用の期限を過ぎたものは使用しないこと。
- (2) 小児のお手の届かないところに保管すること。
- (3) 本剤の保管は直射日光、高温及び多湿を避けること。
- (4) 使用済みの容器は、地方公共団体条例等に従い処分すること。
- (5) 本剤を廃棄する際は、環境や水系を汚染しないように注意し、地方公共団体条例等に従い処分すること。

2. 使用に際して気を付けること

【使用者に対する注意】

- (1) 調って薬液を飲み込んだ場合は、直ちに医師の診察を受けること。

【対象動物に対する注意】

- (1) 副作用が認められた場合には、速やかに獣医師の診察を受けること。

【専門的注意】

【対象動物の使用の制限】

- (1) 本剤の有効成分と類似する成分で実験動物で胎子毒性が認められるとの報告があるので、妊娠している動物には慎重に投与との可否を判断すること。

注意—獣医師等の処方箋・指示により使用すること

注意—使用基準の定めるところにより使用すること

【製品情報お問い合わせ先】

株式会社 科学飼料研究所 動薬部
〒370-1202 群馬県高崎市宮原町 3-3
TEL:027-347-3223

獣医師、薬剤師等の医薬関係者は、本剤による副作用などによると疑われる疾病、障害若しくは死亡の発生又は本剤の使用によるものと疑われる感染症の発症に関する事項を知った場合において、保健衛生上の危害の発生又は拡大を防止するために必要があると認めるときは、上記「製品情報お問い合わせ先」に連絡するとともに、農林水産省動物医薬品検査所 (<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>) にも報告をお願いします。

〔製造番号〕 CT1

〔使用の期限〕

1904